六　船員保険法第九十七条又は第九十九条第一項の遺族年金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ　市町村民税に関する情報

ロ　年金給付関係情報

七　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

八　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

八　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

八　当該確認に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　［略］

十四　船員保険法施行規則第百十三条第一項の休業手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

十五　船員保険法施行規則第百十五条第一項の障害年金又は障害手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

十六　船員保険法施行規則第百三十三条第一項の遺族年金の支給の停止又は同令第百三十四条第一項の遺族年金の支給の停止の解除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

五　船員保険法第九十七条又は第九十九条第一項の遺族年金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

六　船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

七　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［条を加える。］

第六条の二　法別表第二の七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金又は同法第二十二条の四第二項の遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

イ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ロ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

二　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八条の二第二項の傷病補償年金の支給の決定に係る届書又は同令第十八条の十三第二項の傷病年金の支給の決定に係る届書に係る事実についての審査に関する事務　当該届書を提出する者に係る前号イ及びロに掲げる情報

三　労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の年金である保険給付の受給権者の定期報告に係る事実についての審査に関する事務　当該報告を行う者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

四　労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の二の年金である保険給付の受給権者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

五　労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の四第二項の遺族年金又は同法第二十三条第一項の傷病年金の各支払期月（同法第九条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務　これらの給付の受給権者に係る第一号イ及びロに掲げる情報